

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
告 示	
○水域利用調整区域の指定.....（危機対策課）	51
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業施設管理課）	53
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....（治山課）	53
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	53
道原子力環境センター告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	53
道企業管理規程	
○北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程.....	54
道教育委員会教育長告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	55
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	55
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	57

告 示

北海道告示第311号
北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例（平成15年北海道条例第35号）第18条の規定により、次の水域を水域利用調整区域に指定した。
令和8年6月26日
北海道知事 鈴木直道

1 石狩浜海水浴場水域
(1) 区域
おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第23号。以下「規則」という。）第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 石狩市道2丁目線の北西方向延長線（以下「基線1」という。）と海岸線が交差する地点から石狩河口方向へ海岸線に沿い600mの地点
(B点) A点から基線1に平行する直線上の沖合80mの地点
(C点) 基線1と海岸線が交差する地点から東埠頭方向へ海岸線に沿い100mの地点
(D点) C点から基線1に平行する直線上の沖合80mの地点

(2) 制限又は禁止される行為
水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動

(3) 期間 令和8年7月11日から同年8月23日まで

2 おたるドリームビーチ海水浴場水域
(1) 区域
おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域
(A点) 小樽市道大浜海水浴場通線の北西方向延長線（以下「基線2」という。）と海岸線が交差する地点から星置側河口方向へ海岸線に沿い329.5mの地点
(B点) A点から基線2に平行する直線上の沖合方向110mの地点
(C点) 基線2と海岸線が交差する地点から星置川河口方向へ海岸線に沿い900mの地点
(D点) C点から基線2に平行する直線上の沖合方向110mの地点

(2) 制限又は禁止される行為
水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動

(3) 期間 令和8年6月26日から同年8月31日まで

3 銭函ヨットハーバー水域
(1) 区域
おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域
(A点) 小樽市銭函3丁目51番地8西端境界線の北西方向延長線（以下「基線3-1」という。）と海岸線が交差する地点
(B点) 基線3-1上で、A点から沖合方向210mの地点
(C点) 小樽市銭函3丁目398番地北東端境界線の北西方向延長線（以下「基線3-2」という。）と海岸線が交差する地点
(D点) 基線3-2上で、C点から沖合方向250mの地点

(2) 制限又は禁止される行為
水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使

用して行われるレクリエーション活動

(3) 期間 令和8年6月26日から同年8月31日まで

4 銭函海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市銭函3丁目398番地北東端境界線の北西方向延長線（以下「基線4」という。）と海岸線が交差する地点

(B点) 基線4上で、A点から沖合方向230mの地点

(C点) A点から小樽市街地方向へ海岸線に沿い480mの地点

(D点) C点から基線4に平行する直線上の沖合230mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動

(3) 期間 令和8年7月4日から同年8月24日まで

5 蘭島海水浴場、水産動植物増殖施設水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M及びN点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 小樽市蘭島1丁目338番地4と小樽市蘭島1丁目339番地1の境界線（以下「基線5-1」という。）と海岸線が交差する地点

(B点) A点から小樽市街地方向へ海岸線に沿い500mの地点

(C点) 小樽市蘭島1丁目102番地4と小樽市蘭島1丁目102番地7の境界線（以下「基線5-2」という。）と海岸線が交差する地点

(D点) 基線5-2上で、C点から沖合方向350mの地点

(E点) 小樽市蘭島1丁目97番地と国有地の境界線（以下「基線5-3」という。）と海岸線が交差する地点

(F点) 基線5-3上で、E点から沖合方向150mの地点

(G点) 基線5-2上で、C点から沖合方向150mの地点

(H点) B点から基線5-1に平行する直線上の沖合方向100mの地点

(I点) 小樽市蘭島1丁目332番地2と小樽市蘭島1丁目333番地5の境界線（以下「基線5-4」という。）と海岸線が交差する地点

(J点) 基線5-4上で、I点から沖合方向350mの地点

(K点) 基線5-1上で、A点から沖合方向400mの地点

(L点) A点から余市方向へ海岸線に沿い180mの地点

(M点) L点から余市方向へ海岸線に沿い200mの地点

(N点) 基線5-4上で、I点から沖合方向100mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動

(3) 期間 令和8年7月7日から同年8月24日まで

6 浜中・モイレ海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 余市町道旧役場線東方向延長線（以下「基線6」という。）と海岸線が交差する地点から余市川河口方向へ海岸線に沿い50mの地点

(B点) A点から基線6に平行する直線上の沖合50mの地点

(C点) 基線6と海岸線が交差する地点からヌッチ川河口方向へ海岸線に沿い550mの地点

(D点) C点から基線6に平行する直線上の沖合100mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動

(3) 期間 令和8年7月17日から同年8月16日まで

7 壮瞥温泉園地水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

(A点) 壮瞥町道公営住宅線の北方向延長線（以下「基線7-1」という。）と湖岸線が交差する地点から西へ40mの地点

(B点) 基線7-1上で、基線7-1と海岸線が交差する地点から沖合方向300mの地点

(C点) 壮瞥町四十三川導流堤右岸先端部より中島棧橋方向延長線（以下「基線7-2」という。）上で、基線7-2と湖岸線が交差する地点から沖合方向300mの地点

(D点) 基線7-2と湖岸線が交差する地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動

(3) 期間 令和8年7月1日から同年9月30日まで 8 網走市海岸町海岸 (1) 区域 おおむね次のA及びB点を結んだ線内であって、規則第10条第4項に規定される立標に囲まれた2.8km程度の区域 (A点) 帽子岩(網走市北1条東2丁目17番地)の東端の地点 (B点) ニツ岩(網走市字ニツ岩5番地地先)の東端の地点 (2) 制限又は禁止される行為 水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動 (3) 期間 令和8年11月1日から同年12月10日まで	北海道上川総合振興局告示第1011号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和8年6月26日 北海道上川総合振興局長 嶋 田 貴 洋 1 落札に係る物品等の名称及び数量 公物管理用パトロールカーの賃貸借 一式(1月当たりの単価) 3台分 2 落札を決定した日 令和8年5月8日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社トヨタレンタリース旭川 (2) 住 所 旭川市物流団地1条1丁目1番27号 4 落札金額 268,950円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和8年3月27日付け北海道上川総合振興局告示第1004号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号												
北海道告示第312号 土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。 令和8年6月26日 北海道知事 鈴木 直 道 認可年月日 土地改良区名 令和8.6.11 日高門別土地改良区 同 浦河町土地改良区	道原子力環境センター告示												
北海道告示第313号 森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 令和8年6月26日 北海道知事 鈴木 直 道 <table><tr><td>1(1) 解除に係る保安林の所在場所</td><td>勇払郡占冠村字トマム 2146の4</td></tr><tr><td>(2) 保安林として指定された目的</td><td>風害の防備</td></tr><tr><td>(3) 解 除 の 理 由</td><td>道路用地とするため</td></tr><tr><td>2(1) 解除に係る保安林の所在場所</td><td>勇払郡占冠村字トマム 623の2</td></tr><tr><td>(2) 保安林として指定された目的</td><td>干害の防備</td></tr><tr><td>(3) 解 除 の 理 由</td><td>道路用地とするため</td></tr></table>	1(1) 解除に係る保安林の所在場所	勇払郡占冠村字トマム 2146の4	(2) 保安林として指定された目的	風害の防備	(3) 解 除 の 理 由	道路用地とするため	2(1) 解除に係る保安林の所在場所	勇払郡占冠村字トマム 623の2	(2) 保安林として指定された目的	干害の防備	(3) 解 除 の 理 由	道路用地とするため	北海道原子力環境センター告示第14号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。 令和8年6月26日 北海道原子力環境センター所長 佐 伯 一 成 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ヨウ素サンプリング整備業務 一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 契約締結の日から令和9年3月15日まで (4) 履 行 場 所 泊村、共和町、岩内町、神恵内村、積丹町、仁木町及びニセコ町
1(1) 解除に係る保安林の所在場所	勇払郡占冠村字トマム 2146の4												
(2) 保安林として指定された目的	風害の防備												
(3) 解 除 の 理 由	道路用地とするため												
2(1) 解除に係る保安林の所在場所	勇払郡占冠村字トマム 623の2												
(2) 保安林として指定された目的	干害の防備												
(3) 解 除 の 理 由	道路用地とするため												
総合振興局告示及び振興局告示													

2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 令和8年6月26日（金）から同年7月29日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 045-0123 岩内郡共和町宮丘261番地1 北海道原子力環境センター分析課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道原子力環境センター分析課及び北海道原子力環境センターのホームページ（https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkc/） 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 岩内郡共和町宮丘261番地1 北海道原子力環境センター2階大研修室（送付による場合は、郵便番号 045-0123 岩内郡共和町宮丘261番地1 北海道原子力環境センター分析課） (2) 入札日時 令和8年8月6日（木）午後1時30分（送付による場合は、同月5日（水）午後5時までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。	6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道原子力環境センターのホームページ（https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkc/）においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(ア)及び3の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名称 北海道原子力環境センター分析課 (2) 所在地 郵便番号 045-0123 岩内郡共和町宮丘261番地1 (3) 電話番号 0135-74-3131 11 Summary A Nature and quantity of the services to be procured : Installation and Maintenance of Iodine Sampler 1 set B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., August 6, 2026 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 5, 2026) C Contact : Analysis Division, Hokkaido Nuclear Energy Environmental Reserch Center, Miyaoka 261-1, Kyowa-cho, Iwanai-gun, Hokkaido 045-0123 Japan Phone : 0135-74-3131
道 企 業 管 理 規 程	
北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和8年6月26日 北海道公営企業管理者 谷 内 浩 史 北海道企業管理規程第2号	

別記様式（第4条関係）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の北海道企業職員給与規程第6条第1項及び第2項の規定は令和

令和8年6月26日

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ等の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 22台分

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 限 令和8年10月1日（火）

(4) 契 約 期 間 令和8年10月1日から令和14年9月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(5) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和8年6月26日（金）から同年7月21日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077-0027 留萌市住之江町2丁目1番地

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 留萌市住之江町2丁目1番地 留萌合同庁舎4階会議室
（送付による場合は、郵便番号 077-0027 留萌市住之江町2丁目1番地 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時 令和8年8月4日（火）午後1時30分（送付による場合は、同月3日（月）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予想される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名 称 及 び 数 量

パーソナルコンピュータ等 一式（1月当たりの単価） 28台分

(2) 予 定 時 期 令和8年7月頃

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

また、北海道教育庁留萌教育局のホームページ（<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/rky/nyuusatunyuusatukokuji.html>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室 (2) 所 在 地 郵便番号 077-0027 留萌市住之江町2丁目1番地 (3) 電 話 番 号 0164-42-8764 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 22 sets B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., August 4, 2026 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 3, 2026) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Rumoi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Suminoe-cho 2-chome 1, Rumoi, Hokkaido 077-0027 Japan Phone : 0164-42-8764	次のいずれにも該当すること。 (1) 令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 令和8年6月26日（金）から同年7月17日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
道 警 察 本 部 告 示	
北海道警察本部告示第384号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和8年6月26日 北海道警察本部長 友 井 昌 宏 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 オンラインネットワーク用調査研究用機器の賃貸借 一式（1月当たりの単価） (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 令和9年3月1日から令和15年2月28日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格	4 契約条項を示す場所 北海道警察本部総務部会計課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場 （送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課） (2) 入 札 日 時 令和8年9月15日（火）午後1時30分（送付による場合は、同月14日（月）午後5時までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道警察本部のホームページ（https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。）

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2240

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Research equipment for online networks 1 set
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., September 15, 2026
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., September 14, 2026.)
- C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2240

正 誤

○令和8年4月17日（本号第700号）

北海道告示第197号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行
49 右 6

誤 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を

正 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を